



メール誤送信事案発生について

令和7年7月30日、秩父宮記念市民会館市職員が「夏休みだよ！ホール de わくどき！舞台体験2025（映画クラス）」参加申込者あてにメールを一斉送信した際に、メール文章中に、参加申込者一人の個人情報を記載したままメールを送信してしまいました。

1、発生日時

令和7年7月30日（水）17時11分

2、情報漏えい経緯

令和7年7月30日（水）17時11分に、秩父宮記念市民会館から「夏休みだよ！ホール de わくどき！舞台体験2025（映画クラス）」参加申込者あてに当日の案内メールを一斉送信した際（発信件数：12件）に、メール文章中に参加申込者一人の氏名・住所・電話番号等の個人情報を記載したまま送信してしまいました。

3、対応

全参加者あてに、同日18時8分、本件についてメールにてお詫びし、当該メールを削除していただくようお願いしました。

また、令和7年7月31日（木）には、参加申込者全員に、電話にて直接お詫びと当該メール削除の依頼をしました。

4、今後の対策

本件につきましては、人為的なミス、チェック体制の不備が原因であるため、秩父宮記念市民会館職員の再発防止に向けたチェック体制を強化するとともに、個人情報の適切な管理を徹底してまいります。

また、秩父市全職員に対し、個人情報の保護を再啓発するとともに、情報セキュリティ研修・教育を徹底してまいります。

市民部秩父宮記念市民会館

担当者：井上、橋本

☎ 0494-24-6000

FAX：0494-23-2298



秩父ミューズパークで ネーミングライツパートナーを募集します

1 概要

秩父ミューズパークについて、埼玉県と共同でネーミングライツ事業に係る愛称の命名権者（ネーミングライツパートナー）を募集します。いただいた命名権料は、公園の利用環境や自然環境の魅力アップ、公園施設の老朽化対策等に活用します。地域の憩いの場である秩父ミューズパークを、ネーミングライツパートナーとして支えていただける企業、団体の皆さまのご応募をお待ちしています。

2 対象施設

秩父ミューズパーク自体の公園名称のほかに、音楽堂や野外ステージ等の埼玉県が運営する施設についても募集の対象となります。

詳細は別途の募集要項2（2）応募条件内の対象施設のとおりです。

3 募集期間

令和7年7月31日（木）～令和7年9月30日（火）

4 契約希望額（年間、税別）

公園名称（緑道は除く）は100万円以上、南口テニスコート（県営・クレーコート7面）は20万円以上、その他の施設（県営）は10万円以上となります。

なお、公園名称及び公園施設はそれぞれ単独で応募できますが、公園名称で命名権を獲得した法人等が、当該公園内の他の施設に応募した場合、それらの施設に対して自動的に命名権を取得できます。従って、その法人が当該公園内の他の施設に応募しない場合、別の法人等がそれらの命名権を取得する可能性があります。

5 契約開始予定日

令和8年1月1日（木）

6 希望契約期間

7年3か月以上10年以下

※希望契約期間より短い期間でも応募できますが、期間は審査の際に評価されます。

7 スケジュール

- ・選考委員会による審査期間：令和7年10月頃～11月頃（総合評価方式）
- ・契約締結、公表：令和7年12月

- ・愛称使用開始：令和8年1月1日（予定）

8 応募方法

埼玉県ホームページから（「埼玉県 公園事業」で検索）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/namingrights.html>

9 問合せ・応募先

埼玉県都市整備部公園スタジアム課企画担当

☎ 048-830-5401（平日8:30～17:15）

E-mail a5400-09@pref.saitama.lg.jp

地域整備部まちづくり公園課

担当者：牛木・新井

☎ 0494-26-6867

FAX 0494-26-5967



「秩父ミューズパーク」のネーミングライツ事業 募集要項

埼玉県(以下「県」という。)、秩父市(以下「市」という。)では、「秩父ミューズパーク」及び園内の県有施設について、ネーミングライツの命名権者を次のとおり募集します。

1 ネーミングライツ対象施設について

(1)施設名

秩父ミューズパーク及び園内の施設

(2)所在地

埼玉県秩父市別所、久那、寺尾、秩父郡小鹿野町長留地内

(3)施設概要

別紙1「対象施設の概要」のとおり

2 募集の概要

(1)応募資格

ア 応募資格は別紙2「応募資格」のとおりです。

イ グループで応募する場合は、次の事項に留意してください。

(ア)グループを構成する全ての法人その他の団体が応募資格を有すること

(イ)グループを代表する法人又は団体を定めること

(ウ)単独で応募した法人又は団体は、グループの構成員になることはできないこと

(エ)複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

ウ 応募に当たっては、広告代理店を通じての提出も可能とします。その場合、委任状(様式2)を併せて提出してください。なお、広告代理店の提出に要する経費の一切について、県、市、町はお支払いしません。

(2)応募条件

「ア 公園名称」～「テ 南口スタート広場」はそれぞれ単独で応募できます。

ア 公園名称*1

| 県、市が希望する契約金額 (年額・税抜)*2 | 県、市が希望する 契約期間*3 | 応募可能な 契約期間*4 | 愛称使用開始時期 (予定) |
|---------------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 1,000,000円以上 | 7年3か月 (令和8年1月～令和15年3月) | 7年3か月以上 10年以下 | 令和8年1月 |

イ 音楽堂

| 県が希望する契約金額 (年額・税抜)*2 | 県が希望する 契約期間*3 | 応募可能な 契約期間*4 | 愛称使用開始時期 (予定) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 100,000 円以上 | 7年3か月 (令和8年1月～令和15年3月) | 7年3か月以上 10年以下 | 令和8年1月 |

ウ 野外ステージ

| 県が希望する契約金額 (年額・税抜)*2 | 県が希望する 契約期間*3 | 応募可能な 契約期間*4 | 愛称使用開始時期 (予定) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 100,000 円以上 | 7年3か月 (令和8年1月～令和15年3月) | 7年3か月以上 10年以下 | 令和8年1月 |

エ スカイロード、イチョウ並木

| 県が希望する契約金額 (年額・税抜)*2 | 県が希望する 契約期間*3 | 応募可能な 契約期間*4 | 愛称使用開始時期 (予定) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 100,000 円以上 | 7年3か月 (令和8年1月～令和15年3月) | 7年3か月以上 10年以下 | 令和8年1月 |

オ パルテノン(休憩兼防災施設)

| 県が希望する契約金額 (年額・税抜)*2 | 県が希望する 契約期間*3 | 応募可能な 契約期間*4 | 愛称使用開始時期 (予定) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 100,000 円以上 | 7年3か月 (令和8年1月～令和15年3月) | 7年3か月以上 10年以下 | 令和8年1月 |

カ 南口テニスコート(クレーコート7面)

| 県が希望する契約金額 (年額・税抜)*2 | 県が希望する 契約期間*3 | 応募可能な 契約期間*4 | 愛称使用開始時期 (予定) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 200,000 円以上 | 7年3か月 (令和8年1月～令和15年3月) | 7年3か月以上 10年以下 | 令和8年1月 |

キ 大庭園

| 県が希望する契約金額 (年額・税抜)*2 | 県が希望する 契約期間*3 | 応募可能な 契約期間*4 | 愛称使用開始時期 (予定) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 100,000 円以上 | 7年3か月 (令和8年1月～令和15年3月) | 7年3か月以上 10年以下 | 令和8年1月 |

ク ピクニック広場

| 県が希望する契約金額 (年額・税抜)*2 | 県が希望する 契約期間*3 | 応募可能な 契約期間*4 | 愛称使用開始時期 (予定) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 100,000 円以上 | 7年3か月 (令和8年1月～令和15年3月) | 7年3か月以上 10年以下 | 令和8年1月 |

ケ せせらぎ広場

| 県が希望する契約金額 (年額・税抜)*2 | 県が希望する 契約期間*3 | 応募可能な 契約期間*4 | 愛称使用開始時期 (予定) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 100,000 円以上 | 7年3か月 (令和8年1月～令和15年3月) | 7年3か月以上 10年以下 | 令和8年1月 |

コ 展望ちびっこ広場

| 県が希望する契約金額 (年額・税抜)*2 | 県が希望する 契約期間*3 | 応募可能な 契約期間*4 | 愛称使用開始時期 (予定) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 100,000 円以上 | 7年3か月 (令和8年1月～令和15年3月) | 7年3か月以上 10年以下 | 令和8年1月 |

サ こもれび広場、展望台

| 県が希望する契約金額 (年額・税抜)*2 | 県が希望する 契約期間*3 | 応募可能な 契約期間*4 | 愛称使用開始時期 (予定) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 100,000 円以上 | 7年3か月 (令和8年1月～令和15年3月) | 7年3か月以上 10年以下 | 令和8年1月 |

シ 武甲見広場

| 県が希望する契約金額 (年額・税抜)*2 | 県が希望する 契約期間*3 | 応募可能な 契約期間*4 | 愛称使用開始時期 (予定) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 100,000 円以上 | 7年3か月 (令和8年1月～令和15年3月) | 7年3か月以上 10年以下 | 令和8年1月 |

ス 彩りの道

| 県が希望する契約金額 (年額・税抜)*2 | 県が希望する 契約期間*3 | 応募可能な 契約期間*4 | 愛称使用開始時期 (予定) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 100,000 円以上 | 7年3か月 (令和8年1月～令和15年3月) | 7年3か月以上 10年以下 | 令和8年1月 |

セ 芝生広場

| 県が希望する契約金額 (年額・税抜)*2 | 県が希望する 契約期間*3 | 応募可能な 契約期間*4 | 愛称使用開始時期 (予定) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 100,000 円以上 | 7年3か月 (令和8年1月～令和15年3月) | 7年3か月以上 10年以下 | 令和8年1月 |

ソ パノラマの丘

| 県が希望する契約金額 (年額・税抜)*2 | 県が希望する 契約期間*3 | 応募可能な 契約期間*4 | 愛称使用開始時期 (予定) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 100,000 円以上 | 7年3か月 (令和8年1月～令和15年3月) | 7年3か月以上 10年以下 | 令和8年1月 |

タ ミューズの丘

| 県が希望する契約金額 (年額・税抜)*2 | 県が希望する 契約期間*3 | 応募可能な 契約期間*4 | 愛称使用開始時期 (予定) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 100,000 円以上 | 7年3か月 (令和8年1月～令和15年3月) | 7年3か月以上 10年以下 | 令和8年1月 |

チ 梅園

| 県が希望する契約金額 (年額・税抜)*2 | 県が希望する 契約期間*3 | 応募可能な 契約期間*4 | 愛称使用開始時期 (予定) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 100,000 円以上 | 7年3か月 (令和8年1月～令和15年3月) | 7年3か月以上 10年以下 | 令和8年1月 |

ツ 多目的ハウス

| 県が希望する契約金額 (年額・税抜)*2 | 県が希望する 契約期間*3 | 応募可能な 契約期間*4 | 愛称使用開始時期 (予定) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 100,000 円以上 | 7年3か月 (令和8年1月～令和15年3月) | 7年3か月以上 10年以下 | 令和8年1月 |

テ 南口スタート広場

| 県が希望する契約金額 (年額・税抜)*2 | 県が希望する 契約期間*3 | 応募可能な 契約期間*4 | 愛称使用開始時期 (予定) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|------------------|
| 100,000 円以上 | 7年3か月 (令和8年1月～令和15年3月) | 7年3か月以上 10年以下 | 令和8年1月 |

*1 公園名称の命名権料は、県、市が定める割合で契約金額を按分の上、県、市それぞれと契約を締結していただきます。

*2 命名権料は、本県が定める契約希望額以上とします。なお、応募いただく命名権料には、消費税及び地方消費税は含まれないでください。支払時に別途、消費税及び地方消費税が必要となります。

*3 1年度(4月～翌年3月)に満たない契約期間の命名権料は、月単位で算出します。

*4 応募期間は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。なお、応募可能な契約期間よりも長期間での応募はできませんが、期間満了後、契約の更新を希望する場合には、優先交渉権を付与します。

また、契約期間の満了日は、契約最終年の年度末日までとなります。

(3)各施設間の優先交渉権の考え方

「ア 公園名称」の優先交渉権者が「イ 音楽堂」～「テ 南口スタート広場」にも応募した場合、「ア」の優先交渉権者が応募した「イ」～「テ」の優先交渉権を取得します。

※ 「ア 公園名称」の優先交渉権者が、「イ 音楽堂」～「テ 南口スタート広場」に応募しなかった場合、応募しなかった「イ」～「テ」は、他の法人又は団体が命名権を取得する場合がありますのであらかじめ御了承ください。

3 愛称について

(1)命名に関する条件

ア 2(1)「ア 公園名称」については、「秩父」「ミューズパーク」の名称(ひらがな、カタカナ、英語可)を維持した愛称とします(例 「秩父〇〇〇〇ミューズパーク」、「◇◇◇◇Muse Park Chichibu」など)。同イ～トは、当該公園施設の機能を想起させる愛称であれば、形式的な条件は付しません(例 音楽堂 → 「△△△△ミュージックホール」など)。

イ 法人等が付与する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正を行うことはできません。

ウ 利用者の混乱を避けるため、法人等は契約期間内の愛称の変更はできません。

エ 愛称が定着するまでの間、愛称の表示に当たっては、正式名称を併記する場合があります。

(2)使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当すると認められる愛称は、命名又は使用することができません。

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 基本的人権を侵害しうるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性のあるもの

オ 宗教性のあるもの

カ 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの

キ その他県、市、町有資産の愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3)愛称の範囲

対象施設の「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。ただし、一般に理解しやすいものとしてください。法人やブランドのロゴマーク等も使用することができます。

4 愛称の表示箇所等(命名権者のメリット)

(1)施設の愛称表示

ア 施設の愛称が表示可能な箇所は、施設入口の看板、施設敷地内の案内板、印刷物(パンフレット、ポスター、チラシ等)とします。具体的には、別紙1「対象施設の概要」の「愛称の表示箇所等(命名権者のメリット)」欄のとおりです。

イ 施設における名称看板の設置・変更及び原状回復等、工事が伴うものについては、命名権者が実施することとし、施工の範囲、実施時期及び内容については、県、市、町及び関係機関と協議の上決定することとします。なお、屋外広告物を設置する際には事前に、市町村の担当窓口に相談願います。

ウ 印刷物については、原則、新規作成物からの表示とします。

工 周辺の道路標識等における表示変更を希望する場合は、県、市、町及び関係機関と協議の上、変更可能なものについて変更することとします。

(2)愛称表示以外の命名権者に付与するメリット

イベント等が実施される際には、可能な範囲でX、Facebook、Instagramの投稿へのタグ付け等を行います。

(3)メリット付与の提案

県、市が示す愛称の表示箇所以外に希望する愛称の表示箇所がある場合や愛称表示のほかにネーミングライツに係るメリット付与の希望がある場合は、希望するメリット付与について、提案してください。優先交渉権者決定後、別途協議の上、メリット付与の可否等について、決定するものとします。なお、必ずしも提案いただいた内容を実現できるとは限りません。

(4)愛称普及に向けた県、市、町の取組について

ア 命名権者決定後は、速やかに、報道機関への資料配布、ホームページ掲載等を通じて発表します。

イ 県、市、町は、愛称の普及・定着を図るため、県、市、町の各種広報において愛称を使用するとともに、施設管理者やメディア、県内市町村等に対し、愛称の使用を働きかけます。

5 費用の負担等について

(1)命名権者が負担

ア 施設における名称看板の設置・変更及び原状回復等、工事が伴うものについては、命名権者がその費用を負担して実施することとします。

イ 次に掲げるものに愛称を表示するときは、命名権者が必要な手続を行い、これに伴う費用が発生する場合は、命名権者が負担することとします。

(ア)屋外広告物条例による規制が適用されるもの

(イ)道路標識等の案内表示における名称変更

ウ 名称看板の設置等、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用をしようとするときは、都市公園法(昭和31年法79号。以下、「法」という。)第5条第1項又は第6条第1項、埼玉県都市公園条例(昭和39年条例第98号。以下、「条例」という。)第17条及び埼玉県都市公園に関する規則(昭和45年規則第5号。以下、「規則」という。)第2条に基づき、県から公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可を受けた上で、所定の使用料が発生します。ただし、条例第18条及び規則第9条により使用料の減免を受けた場合は、この限りではありません。

エ 条例第9条第1項に掲げる行為等をしようとするときは、同項、同第22条第2項及び

規則第3条に基づき、指定管理者から行為の許可を受けた上で、条例第28条第1項に基づき、所定の利用料金が発生します。ただし、同第30条に基づく指定管理者が定める規定により、利用料金の減免を受けた場合は、この限りではありません。

オ 条例第10条第1項に基づき県が公園に設置したものを利用するときは、同項、同第22条第2項及び規則第5条に基づき、指定管理者から利用の許可を受けた上で、同第28条に基づき、所定の利用料金が発生します。ただし、同第30条に基づく指定管理者が定める規定により、利用料金の減免を受けた場合は、この限りではありません。

(2)県、市が負担

ホームページ、広報紙、発行する印刷物の表示費用は県、市が負担します。

ただし、印刷物は愛称使用開始後に作成開始するものを対象とし、既成の印刷物の表示変更費用は、命名権者の負担となります。

(3)その他

その他、愛称使用に伴う費用負担の詳細は、協議の上、決定します。

6 命名権料の活用用途

秩父ミューズパークの利用環境や自然環境の魅力アップ、公園施設の老朽化対策等に活用します。

7 応募手続

(1)命名権者の募集期間

令和7年7月31日(木)から令和7年9月30日(火)まで(電子メール、各証明書必着)

(2)申し込み方法等

「埼玉県ネーミングライツ申込書(様式1)」等をダウンロードして、必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。ただし、電子メールによる提出であっても、「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」及び「法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書」については、持参又は郵送とします。

なお、電子メールによる提出時に、その旨を電話にて連絡してください。

また、グループ応募の場合は、構成する全ての法人その他団体について提出してください。

ア 提出書類

①埼玉県ネーミングライツ申込書(様式1)

②委任状(様式2)

※ 代理人が申し込む場合は、「委任状(様式2)」を添付してください。

③命名権者として県、市、町と契約締結を希望する法人等の概要(様式3)

④誓約書(様式4)

⑤地域貢献や施設活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画(様式5)

- ⑥役員名簿(様式6)
 - ⑦募集要項の内容等に関する質問書(様式7)
 - ⑧愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要の分かるもの
 - ⑨会社概要及び直近の会計年度の事業計画書
 - ⑩直近3か年の決算報告書
 - ⑪登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
 - ⑫法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書(3の3)を提出してください。
 - ※ 法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近3事業年度分の納税証明書を提出してください。
- イ 提出・連絡先
〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎2階
都市整備部公園スタジアム課 公園企画担当
TEL:048-830-5401
電子メール: a5400-09@pref.saitama.lg.jp
- ※ 持参の場合の受付時間 8:30~12:00及び13:00~17:15(土日祝日を除く)
※ 郵送の場合は、封筒に「秩父ミューズパークネーミングライツ申込書関係書類在中」と記載してください。
- ウ 質問事項の受付
募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。
(ア)受付期間
令和7年7月31日(木)から8月22日(金)午後5時まで
(イ)受付方法
募集要項の内容等に関する質問書(様式7)に記入の上、電子メールで提出してください。
電子メール宛先: a5400-09@pref.saitama.lg.jp
(ウ)回答方法
質問及び回答は、令和7年8月29日(金)までに埼玉県ホームページにおいて公表します(質問者名は表示しません。)。
URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/namingrights.html>

8 選定方法

- (1)選定委員会を設置し、提出書類を基に、命名権者、命名権料、希望愛称期間、希望愛称、社会・地域貢献等活動の内容等を総合的に検討し、応募者から優先交渉権者を選定しま

す。

(2)選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。

(3)優先交渉順位の決定後、県、市、町は優先交渉権者と個別にネーミングライツ事業契約の締結に係る交渉を行い、県、市、町及び優先交渉権者双方の合意がなされたのち、正式に命名権者として決定します。

交渉の結果、協議が成立しない場合は、優先交渉順位で次点につけている者を繰り上げて優先交渉権者として交渉できるものとします。なお、代理店等を経由して応募があった場合においても、ネーミングライツ事業契約は県、市、町と命名権者間で締結します。

(4)決定した命名権者については、埼玉県のホームページ等を通じて公表します。なお、応募内容及び選定結果等については、県、市、町が定める情報公開条例等により、公開されることがあります。

9 申込みの無効

応募申込書を提出後、応募資格がないことが判明した場合は、申込みを無効とします。

10 施設見学について

施設の見学を希望する場合は、7(2)イの提出・連絡先まで連絡してください。



第5回 未来技術エキシビション 「先端技術を学ぼう！」開催

市では、未来技術を活用した Society5.0 事業やデータ利活用をはじめとしたスマートシティ事業に取り組んでいます。令和6年度には、秩父市ドローン社会実装コンソーシアム（以下、コンソーシアムという。）を設立し、民間事業者と一緒に先端産業分野やドローンの社会実装を目指し、取り組んでいます。

そこで、これらの取り組みを市民の皆さんに身近に感じてもらうためのイベント「未来技術エキシビション」を開催します。

コンソーシアム会員の皆さんによる先端技術を活用したサービス実装例の紹介や市のスマートシティの取り組みを紹介する『学ぶゾーン』と、小学生を対象としたトイドローンの「タイムアタック」や「ドローン物流ゲーム」といった『体験ゾーン』に分け、クイズラリーも行います。

以下の日程で開催しますので、ぜひご来場ください。

◆日 時 令和7年8月23日（土）10：00～16：00

◆場 所 秩父市歴史文化伝承館 2階ホール

◆対 象 小学生（要予約）
※タイムアタック、物流ゲーム以外は全年齢対象

◆定 員 タイムアタック、物流ゲーム各部10人
(5部合計100人)

◆参加費 無料



予約フォーム QR

産業観光部 先端技術推進課

担当者：山中、富田、井上

☎：0494-21-5522

FAX：0494-25-0136



秩父市イメージキャラクター
ボテくまんと ポめるちゃん



「秩父市木育ボランティア研修、リーダー研修」参加者募集！

【strong point/ここが言いたい！】

市では、「生涯木育」を合言葉に、様々なライフステージで木と触れ合うことで、木の大切さや木材の利活用の必要性について広く知ってもらう取り組みを進めています。

その一環として、森林環境譲与税を活用した木育おもちゃセットを無料で貸し出す事業を、令和4年度から行っています。

木育おもちゃセットを貸し出すにあたり、木育に関する知識等を深めていただくためのボランティア研修とリーダー研修を今年度も下記の通り開催します。

これまでに、延べ104名の方が研修を受講され、年間約30回程度、様々な場面で木育おもちゃセットを活用していただいている。

また、木育おもちゃセットを活用したイベント等への参加者数は、まもなく、累計で1万人となります！

赤ちゃんからシニアまで、多世代に木のおもちゃで遊んでもらい、笑顔と賑わいを届けたい！木育を広めたい！とお考えの方、ぜひご参加ください。(秩父市在住の方以外でも、お申込可能です。)

●秩父市のオリジナル木育おもちゃセット「秩父市 Wooden Toy Set」概要

セット数：2セット（1セットは木箱5箱）

内容：木製玩具約70点（内、秩父産おもちゃは秩父市誕生祝い品など約20点）

※木箱、陣幕、パーテーション、床板などの什器類も含む。

●ボランティア研修概要

日時：8月23日（土）午前10時～午後4時

場所：秩父地場産センター5階 経営研修室

内容：秩父の森について、秩父市誕生祝い品木のおもちゃ説明、木育おもちゃセットの遊び方レクチャーなど

●リーダー研修概要

日時：9月13日（土）午前10時～午後4時

場所：秩父地場産センター5階 経営研修室

内容：木育おもちゃの広場の概要説明、おもちゃの内容説明、設営・撤営の手順、リーダー体験談、ヒヤリハット、ロールプレイングなど

※10月18日（土）にお客様を迎えての実践研修があります。

※研修参加者募集チラシは別紙のとおり。

【next plan/今後の事業展開】

- 10月18日（土）秩父市地場産業センター2階展示コーナーにて、木育ひろばを開催予定。

産業観光部産業支援課

担当者：前島

☎：0494-25-5208 FAX：0494-25-0136



(別紙)



秩父市 木育ボランティア 木育リーダー 養成研修 開催！

木育おもちゃセットで笑顔と賑わいを届けよう！

木育おもちゃセットをご利用いただくため、
木育に関する知識等を深める研修を開催します。

日 時

ボランティア研修（定員20名）

2025.8.23(土) 10:00～16:00

リーダー研修（定員20名）

2025.9.13(土) 10:00～16:00

実践研修

2025.10.18(土) 9:00～16:30

場 所

秩父市地場産業センター（秩父鉄道秩父駅直結）

5階経営研修室（ボランティア研修、リーダー研修）

2階展示コーナー（実践研修）

問合せ・申込み

秩父市産業支援課

☎ 0494-25-5208

詳細はこちら→
(秩父市産業支援課HP)



協力：認定NPO法人芸術と遊び創造協会（東京おもちゃ美術館）



第4回市長タウンミーティングを開催します

【strong point/ここが言いたい！】

市政情報を市民の皆さんと共有し、参加した市民の皆さんとの意見交換を行い、いただいた意見を市政に反映するため、「市長タウンミーティング」を開催します。

○第4回市長タウンミーティング

- ・日 時 8月30日（土） 15時～16時30分 （開場：14時30分）
- ・会 場 市役所本庁舎 3階 庁議室
- ・テー マ シニアライフ支援
- ・内 容 市長・担当部署（福祉部）から、高齢者のための施策・補助事業の紹介、孤独・孤立対策に関する取り組みについての現状を報告 参加者との意見交換

○第5回以降の予定

※ 開催日時・会場等は変更となる可能性があります。

| 回数 | 開催日時 | 会 場 | テー マ |
|-----|-------------------------|---------------------------|----------------|
| 5回 | 9月27日（土） 13時30分～15時 | 荒川農村環境改善センター 1階 多目的ホール | 芸術文化振興 |
| 6回 | 10月26日（日） 15時～16時30分 | 福祉女性会館 1階 集会室 | 財政状況 |
| 7回 | 11月29日（土） 15時～16時30分 | 市役所本庁舎 3階 庁議室 | 公共交通対策 |
| 8回 | 12月20日（土） 15時～16時30分 | 市役所本庁舎 3階 庁議室 | 大雪対策 道路インフラ |
| 9回 | 1月31日（土） 15時～16時30分 | やまなみ会館 1階 多目的ホール | 子育て・教育（2回目） |
| 10回 | 2月28日（土） 15時～16時30分 | 福祉女性会館 1階 集会室 | 有害鳥獣対策 |
| 11回 | 3月28日（土） 15時～16時30分 | 市役所本庁舎 3階 庁議室 | 防災・防犯 |

【next plan/今後の事業展開】

毎月1回、テーマを決めて、市長タウンミーティングを開催し、市民との意見交換を行います。

総合政策部広報広聴課

担当者：山中

☎ 0494-22-2505

FAX：0494-24-7272



秩父市イメージキャラクター
ポテくまくんと ぶめるちゃん



秩父川瀬祭が開催されました！

秩父神社夏季例大祭「川瀬祭」が7月19日（土）、20日（日）の2日間、天候にも恵まれ盛大に開催されました。

【strong point/ここが言いたい！】

秩父のお祇園と言われる秩父神社夏季例大祭の「川瀬祭」が盛大に開催されました。

今年の川瀬祭は、近年の猛暑による熱中症対策として、御神幸行列・神社神輿の渡御、神輿洗いの儀式や川瀬斎場祭の時間、笠鉢4基・屋台4基の曳行コース及びスケジュールの変更がされた中で行われました。

川瀬祭の主役である子供たちは、厳しい暑さの中でも囃子手、拍子木や曳き子を元気に務めていました。また予定されていた主な行事も予定通りに行われ、土日開催となったことで多くの観光客にお楽しみいただきました。



■7月19日 秩父神社境内

【令和7年 秩父川瀬祭人出報告】

| 期日 | 天気 | 人出 |
|----------|----|----------|
| 7月19日（土） | 晴れ | 39,000人 |
| 7月20日（日） | 晴れ | 62,000人 |
| 合計 | | 101,000人 |

昨年比：7,000人増 (+7.4%)

※令和6年 7/19 : 36,000人 7/20 : 58,000人 計 94,000人

【next plan/今後の事業展開】

川瀬祭を通じて、祭りのまち秩父市のPRと子どもたちへ伝統文化を継承します。

産業観光部観光課

担当者：中島・浅見・水野

☎ 0494-25-5209

FAX : 0494-27-2627



秩父市イメージキャラクター
ポテくんとふめるちゃん



「野菜の販売体験 第2弾！」

矢尾百貨店において、児童が畠で育てた野菜の販売を行います。

荒川西小学校では、環境学習の一環として栽培活動に力を入れています。6月中旬には自分たちで育てた野菜を使ってカレーを作ったり、保護者の方に野菜を販売したりしました。

子どもたちは、自分たちが育てた野菜（じゃがいも・にんじん・たまねぎ・にんにく）をたてわり班で実際に調理し、食べることができました。子どもたちは、野菜の味を嗜みしめ味わうことができました。カレー作り体験を通して、野菜を育てる、調理することの大切さを学ぶことができました。また、野菜の販売体験を通じて、野菜を育てる責任感と自信、そして、お金にすることの大変さや大切さを学ぶことができました。

今回は、学校以外でも野菜の販売を行いたいという声が児童からあがり、秩父市内にある矢尾百貨店にご協力を得て、野菜の販売をさせていただくことになりました。

実施日 7月12日（土）、13日（日）の2日間

会場 株式会社 矢尾百貨店（秩父市上町1丁目5-9）

当日の日程 13時00分 野菜の販売開始

- ・じゃがいもの詰め放題（数十kg分）
- ・にんじん（ダンボール3箱分程度）

16時00分 野菜の販売終了

その他 両日とも、本校の児童2~3名が野菜の販売を行います。

完売した際は、その時点で販売を終了します。



【じゃがいも収穫】



【カレー作り体験】



【野菜の販売】

秩父市立荒川西小学校

担当者： 飯島 孝行

TEL： 0494-54-0004

FAX： 0494-54-0019



秩父市イメージキャラクター
ポテくまくんとぶめるちゃん



現役医師による出前授業を実施します！

市内の小中学校を訪れ医療に関する授業を行います。

【strong point/ここが言いたい！】

秩父市では、市内の小中学生を対象に、医療への興味関心を育む「医師の出前授業」を実施します。次のとおり7月に久那小学校において開催し、9月以降(2学期)にも複数校での開催を予定しています。

現役の医師が学校を訪れ、子どもたちに健康や医学、医療従事者の仕事、地域医療の現状に関する知識や情報を伝える授業になります。

健康の大切さや病気に対する理解を深めることができ、将来のキャリアを考えるきっかけにもなりえます。

1 目的 現役の医師による出前授業を行うことにより、生命の尊さ、医療の現状や医療スタッフとして働くことなどを学ぶ機会とする

2 日時 7月16日（水） 2時間目（9：35～10：20）

3 会場 秩父市立久那小学校

4 対象 5年生、6年生 15名

5 講師 秩父市大滝国民健康保険診療所 栢村 亮太 所長

6 内容

- ・秩父地域における医療現場の状況
- ・医療従事者の業務内容の紹介
- ・医療に関する疑問や関心への回答など

保健医療部地域医療対策課

担当者：柳原、高野

☎：0494-22-2279

FAX：0494-25-5236



秩父市イメージキャラクター
ポテくまんと ぶめるちゃん

(報道関係各位)

秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町

秩父地域 1市4町で防災庁の誘致に関する要望書を提出しました

秩父地域 1市4町（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）は、国が進めている防災庁の設置に関し、地震等の自然災害に強い秩父地域へ誘致したい旨、埼玉県知事宛の要望書を提出しました。

当地域の特性を最大限に生かして防災庁を誘致できるよう国や県に働きかけてまいります。

1 要望書の提出

(1) 日時 令和7年7月3日（木）15時00分～

(2) 場所 埼玉県庁

(3) 出席者

① 埼玉県 副知事 堀光 敦史 様

② 秩父地域 秩父市長 清野 和彦

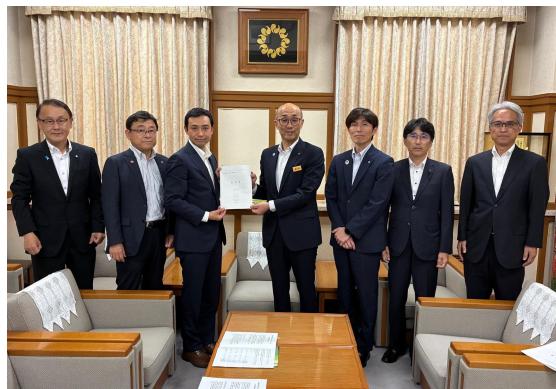
横瀬町長 富田 能成

皆野町長 黒澤 栄則

小鹿野町長 森 真太郎

長瀬町副町長 飯塚 寛

（同席）埼玉県議会議員 阿左美 健司 様



総合政策部総合政策課

担当者：金田

☎ 0494-22-2823 FAX: 0494-24-7272





令和7年度 秩父川瀬祭が開催されます！

【strong point/ここが言いたい！】

秩父神社夏季例大祭「川瀬祭」が7月19日（土）、20日（日）の2日間開催されます。今年は土日開催となるため、多くの人出が予想されます。主な内容は下記のとおりです。

■ 7月19日（土）

- | | |
|------------|-------------------------|
| 11時～22時頃まで | 各町会山車曳行 |
| 19時～ | 天王柱御遷靈の儀（秩父神社境内） |
| 19時30分～20時 | 奉納花火打ち上げ (打上場所：羊山公園) |



7月19日秩父神社境内の様子

■ 7月20日（日）

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 9時～22時頃まで | 各町会山車曳行 |
| 11時～ | 御神輿御進発（秩父神社より御神輿が荒川に向けて出発） |
| 12時30分頃 | 神輿洗いの儀（川瀬斎場） |
| 13時～ | 川瀬斎場祭（川瀬斎場） |
| 19時30分頃 | 上町笠鉾・道生笠鉾の兄弟笠鉾曳き別れ（松本教室前） |
| 20時30分頃 | 上町笠鉾・中町笠鉾・本町屋台の3町曳き別れ（上町会所前） |

※今年は番場町・宮側町・東町・熊木町・道生町の5町曳き別れは行われません。

■交通規制について

○7月19日（土）【10時～22時まで】

秩父駅入口交差点～秩父地方庁舎北交差点、秩父神社前交差点～本町交差点、東町通り、番場通り

○7月20日（日）【10時～22時まで】

秩父駅入口交差点～秩父地方庁舎北交差点、秩父神社前交差点～本町交差点、東町通り、番場通り、
本町交差点～武之鼻橋、団子坂及び秩父公園西側周辺道路

※規制時間は通りによって異なります。詳細は別紙「秩父川瀬祭交通規制図」をご覧ください。

産業観光部観光課

担当者：中島、浅見、水野

☎ 0494-25-5209

FAX：0494-27-2627



秩父川瀬祭交通規制図

令和7年7月19日(土)・20日(日)

